次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［1　略］	［1　同左］
2　法第60条の時計及び備付書類等	2　［同左］
点検の項目 / 具体的な点検の実施方法等	登録検査等事業者等規則別表第７号及び施行規則第40条に規定する条件に適合していることを確認する。なお、免許状に代えてその電磁的記録による写しを備え付けているときは、当該写しを表示できる備付けの電子計算機その他の機器により表示して調べるものとする（船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局を除く。）。
1　時計 / 備付けの有無を確認する。	
2　備付書類 /	
⑴　免許記録 / 備付け（船舶局、船舶地球局及び無線航行移動局にあっては掲示を含む。）の有無等を調べる。備付けは、施行規則第38条第１項の表の注１（掲示にあっては、同条第２項）に掲げる方法によるものとなっているか確認する。	
⑵　無線業務日誌 / 1　備付けの有無を調べる。 2　使用が終わった日から２年間保存されているかどうか調べる。 3　必要な記載事項が記載されているかどうか調べる。	
⑶　その他の書類 免許申請書の添付書類の写し、変更申請書の添付書類の写し及び変更の届出書の添付書類等の写し（包括免許に係る特定無線局にあっては、法第27条の６第３項の届出書の写し） / 備付けの有無の適否を調べる。	
注　備付書類が電磁的記録によるものの場合は、当該電磁的記録を表示することができる電子計算機その他の機器の備付けを確認するとともに、当該電磁的記録を当該機器により表示して確認するものとする。なお、備付書類が音声により記録された無線業務日誌であるときは、「表示」とあるのは、「再生」とする。	
3　無線設備等	3　［同左］
一　無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認（包括免許に係る特定無線局の場合を除く。）	一　［同左］
点検の項目 / 具体的な点検の実施方法等	点検の項目 / 具体的な点検の実施方法等
1　無線局事項書関係 /	1　［同左］ /
⑴　免許人（予備免許を受けた者を含む。）の氏名又は名称並びに住所 / 免許記録又は予備免許通知書（電子処分通知等を含む。以下同じ。）及び申請書の添付書類等（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。	⑴　［同左］ / 免許状若しくはその電磁的記録による写し又は予備免許通知書及び申請書の添付書類等（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。